

流山市老人クラブ等活動補助金及び流山市地区敬老行事支援  
に伴う要綱及び要領の改正（案）について

- 1 理由 流山市老人クラブ等活動補助金交付要綱及び流山市地区敬老行事支援事業実施要領の一部改正を検討しており、貴審議会へ意見を求めたく諮問するものである。

- 2 経緯

流山市老人クラブ等活動補助金交付要綱

老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動に要する経費の一部に対し、高齢者の生きがいと健康づくりに要する活動・事業の推進及び明るい長寿社会の実現と、保健福祉の増進などを図ることを目的として流山市老人クラブ等活動補助金交付要綱（平成14年4月1日施行）を制定し、補助金の交付を行ってきた。

流山市地区敬老行事支援事業実施要領

平成3年度まで市主催の敬老会を毎年9月15日（老人の日）前後に開催していたが、会場の狭隘により平成4年度から社会福祉法人流山市社会福祉協議会に業務委託し、その運営を各地区社会福祉協議会が実施し、15会場で開催していた。

しかし、平成15年事業見直しにより「平成15年度の敬老会の開催は中止し、来年度以降については存続させるか否かを平成15年度中に検討することとし、存続させるにしても敬老会に出席できない高齢者への対応を図った新たな施策展開が必要である。」と決定した。本来、敬老会を含む敬老事業の開催は、高齢者に精神的な安定と自覚を与えるとともに、一般市民に対しても自らの老後に対する自覚を与え、かつ、市民の老後に対する正しい理解を持たせる等高齢者福祉思想の啓蒙普及を図る上からも重要であると認識するとともに、その時期についても、特定の日あるいは期間と限定せず、年を通して市民おのこの自覚していただきたいところである。

このことから、敬老事業の重要性と社会福祉法第4条に規定する地域福祉の推進を考慮し、地区社会福祉協議会の自主的に独自性をもって敬老行事を開催した場合には、市として対象者の情報提供や謝礼の支給による支援をすることとし、平成16年度より現制度により事業を遂行している。

3 趣旨 高齢者の生きがいを推進する施策として、地域高齢者の交流や健康づくりに大きな役割を担っている老人クラブに対して補助金を交付している。また、多年にわたり地域に貢献いただいた高齢者を敬い、また敬老思想を啓発する敬老行事を自発的に行っている地区社会福祉協議会に対し側面からの支援を行っている。これまで、単位老人クラブ、また各地区社会福祉協議会それぞれ一律の金額により支援をしていたところであるが、発足から年数の経過とともに地域ごとの高齢者人口の差が顕著となるとともに活動内容についても格差が生じてきている。そこで、支援の適正化及び公平性を保つために制度の見直しが必要と考え、貴審議会に意見を求めるためである。

4 内容

流山市老人クラブ等活動補助金交付額の変更内容（案）

1 単位老人クラブへの助成分

変 更 後	<p>① 一律の基本額</p> <p>② 会員数に応じた加算額</p> <p>単位老人クラブへの助成分 = ①+②</p>
変 更 前	<p>単位老人クラブへの助成分</p> <p>一律 48,000円</p>

2 老人クラブ連合会への助成分 現行と同額

流山市地区敬老事業報償費の変更内容（案）

<p>変更後</p>	<p>地区敬老行事を開催した地区社会福祉協議会</p> <p>① 一律の基本額</p> <p>② 活動日数による加算額</p> <p>③ 参加者数に応じたランク別加算額</p> <p>各地区社会福祉協議会への報償費 = ①+②+③</p>
<p>変更前</p>	<p>地区敬老行事を開催した地区社会福祉協議会に対し、1地区社会福祉協議会当たり年15万円とする。</p>